

第598回:報復性消費?

昨年末頃に中国湖北省の武漢(Wuhan)市から発生し、世界中を恐怖と混乱のどん底に落とし込んだ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)。

新型コロナの発生地は明らかなので、“武漢肺炎”や“チャイナウイルス”と呼んでも罰は当たらないと思うのだが、そんな呼び方をした日には、テレビでよく見かける例の怖そうな中国外交部スポークスマンが激怒するに決まっているので、争いごとを好まぬ日本政府や報道各社は、「新型コロナウイルス感染症」で呼称を統一したようだ。

それから半年後のいま、感染者数が 400 万人近くになった米国や、大統領自ら感染しちゃった伯刺西爾や玻利維亜のように混乱がまだまだ続きそうな国も多いが武漢肺炎、もとい新型コロナの張本人、じゃなくて新型コロナが初めて報告された中国のように落ち着きを取り戻しつつある国も少なくない。

その中国でいま話題をかつさらい注目されている経済現象が、若者たちを主役とする新しい消費パターン「リベンジ消費」。香港やシンガポールの英字紙や華字紙を見ると、英語で「Revenge Buying」、中国語では「報復性消費」と表現している。

ひとことで言えばコロナショックによる実質外出禁止令、つまりロックダウン措置により不要不急の買い物やグルメ旅などを我慢してきた反動が、中国や韓国など消費意欲が高い国々において、“爆買いブーム”として正に爆発しそうな社会的雰囲気となっている。

それにしてもリベンジ消費とは聞き慣れない用語だと思い、ネット検索すると、「リベンジ消費とは 1976 年の中国の文化大革命終息後に起きた消費ブームを表現する言葉である」という誰かの記述を発見し、椅子から転げ落ちそうになった。

半世紀近く前から中国をウォッチしているボクの記憶では 70 年代はもちろん 80 年代ですら、当時の中国の社会経済状況を「リベンジ消費」と表現した記憶はないし、そもそもコロナの数十倍も強烈な恐怖と混乱が支配した文化大革命が終結した直後は、中国人も、中国経済も、中国社会も全てが茫然自失の状態に陥り、フルスロットルで消費を爆発させるようなエネルギーは残っていなかった。加えて当時の中国は買いたくてもモノが決定的に不足していた時代であった。

今の時代、わざわざ国立国会図書館に向いたり、PC を駆使した数値計算などをしたりしなくても簡単に入手可能なネット情報はたしかに貴重だが、中身の“真贋”には十分注意すべきだ。

ウィキペディアや百度などには誤記の有無や掲載の適否に関する「査読」のようなシステムがないので、リベンジ消費に関するトンデモ情報などが独り歩きするのだ。

最近では資本市場の世界でもウィキペディア情報をそのまま採り上げ、銘柄レポートや相場情報を執筆するトンデモアナリストのような手合いが増えていると云うから情報の選別は重要です。

閑話休題。くだんのリベンジ消費情報に戻ろう。中国では武漢発の新型コロナの蔓延により一年で最大

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

の爆買いチャンスであった春節期間中に自宅待機を余儀なくされた中国の市民は、生活防衛のためにまず生活必需品や食品の買い溜めに奔った。

国家統計局データによると、1-2月の自動車販売やレストラン消費などが軒並み売り上げを減らす中、食品や飲料類の売り上げは着実な増加を見た。

そして感染拡大がやや落ち着きを示し始めた3月過ぎより「天猫(T モール)」や「淘宝(タオバオ)」など、まだネット取引がメインではあるものの、リベンジ消費が徐々に拡大しつつあるようだ。

でも朗報ばかりではない。中国の小売売上回復は吉報だが「糞に懲りて膾を吹く」ではないが客足はまだ軟調の域を出ておらず、コロナショック以前の水準に戻るには一定の時間がかかるだろう。

中国の第1四半期の経済データは“史上最低水準”だらけだったことから、(その反作用として)、直近ではポジティブな経済データがやたら目立つような印象があるが、持続可能な消費需要の観点から中国経済を冷静に分析すれば、まだまだ回復初期の段階から抜け出せていないと、ここは冷静に判断すべきだろう。

中国国家統計局が7月16日(木)に発表した2020年4~6月(2Q)の国内総生産(GDP)は、物価変動を除いた実質ベースで前年同期比+3.2%となり、史上最低値だった1Qのマイナス成長(▲6.8%)から、何とかプラスに復帰できた。

プラス復帰の主役は生産と投資にあり、特に中国政府総出の固定資産投資やインフラ投資等に支えられ、自動車、製鉄、半導体など基幹産業の活動が活発化しており、景気回復を牽引している。

一方、消費動向を示す社会消費品小売総額(=小売売上高)は1~3月通年の▲19.0%から、1~6月の直近▲11.4%と比較的大きく回復しているのは間違いないが、生産の伸びほどの力強さが見られないことから、景気回復の主役は「民」ではなく、相変わらず「官」にあるようだ。

これから活性化する中国のリベンジ消費は相場にもプラスに働くと思われるので引き続き注目すべきであり、有望な消費項目として海外旅行が挙げられるが、これは(日本やタイ王国などの)相手国次第。当面注目されるリベンジ消費の対象は、(ネットもさることながら)実店舗が絡む家電製品、ファッション、化粧品等々が中心となろう。

かく云うやつがれも家人には内緒で秋葉原方面に出撃し、ボーナスが期待できない身にも拘わらず、某日本メーカーの「X100V」という高価な精密機械をリベンジ消費してしまった。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020年(令和2年)7月22日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。